

厚岸町規則第51号

厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の給与の支給に関する規則（平成22年厚岸町規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「任命権者」を「町長」に改める。

第22条中「(条例第16条の6)」を「(同条)」に改める。

第24条中「及び第27条の3」及び「から第27条の4まで」を削る。

別記様式第1号中「任命権者」を「厚岸町長」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。